別表第三（第百三条関係）

区分	構造等
回転弾倉式拳銃に類似する形態を有する物	
	銃身に相当する部分と機関部体に相当する部分とが一体として鋳造されているもの
	銃身及び機関部体に相当する部分が対称面により分解することができるもの
自動装塡式拳銃に類似する形態を有する物	
	銃身に相当する部分と尾筒に相当する部分とが一体として鋳造されているもの
	引き金に相当する部分とスライド又は遊底に相当する部分とが直接連動するもの
	銃身、機関部体及びスライドに相当する部分又は銃身、機関部体、尾筒及び遊底に相当する部分が対称面により分解することができるもの

［略］

別表第二（第百四条関係）

区分	構造等
回転弾倉式けん銃に類似する形態を有する物	
	銃身に相当する部分と機関部体に相当する部分とが一体として鋳造されているもの
	銃身及び機関部体に相当する部分が対称面により分解することができるもの
自動装てん式けん銃に類似する形態を有する物	
	銃身に相当する部分と尾筒に相当する部分とが一体として鋳造されているもの
	引き金に相当する部分とスライド又は遊底に相当する部分とが直接連動するもの
	銃身、機関部体及びスライドに相当する部分又は銃身、機関部体、尾筒及び遊底に相当する部分が対称面により分解することができるもの

［同上］

銃身に相当する部分の基部に別図一に示す構造、材質及び大きさの金属（以下「インサート」という。）が別図二のとおり鋳込まれているものであつて、弾倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のとおり二以上鋳込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のとおり切断されているもの
銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のとおり鋳込まれ、かつ、弾倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの
弾倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの
玩具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの
銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図六のとおり鋳込まれ、かつ、撃針に相当する部分が別図七のとおり取り付けられているもの
薬室に相当する部分にインサートが別図二のとおり鋳込まれているもの
銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図六のとおり鋳込まれているもの
銃身に相当する部分と機関部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの
がん具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの